

改正の概要

「施工体制の適正化」に関する事務取扱要領（No.40）

1 建設業法の改正に伴うもの（令和6年法律第49号）

建設業法第26条第3項ただし書に規定された特例監理技術者の呼称が削除され、同内容は同項2号に移動したため、条ずれの改正を行うもの。

【旧】建設業法第26条第3項ただし書で規定する特例監理技術者

【新】建設業法第26条第3項第2号で規定する監理技術者

2 施行期日

令和6年12月13日

新旧対照表

「施工体制の適正化」に関する事務取扱要領 (No. 40)

新	旧
<p>施工体制台帳作成要領</p> <p>1 自社(元請)に関すること</p> <p>省略</p> <p>(18) 「監理技術者名・主任技術者名」欄及び「資格内容」欄 「監理技術者名・主任技術者名」欄には、元請の監理技術者、建設業法第26条第3項第2号で規定する監理技術者(以後「専任特例2号」という。)又は主任技術者の氏名を記入すること。また、「専任・非専任」のいずれかを○で囲むこと。</p> <p>省略</p> <p>(19) 「監理技術者補佐名」欄及び「資格内容」欄 「監理技術者補佐名」欄には、専任特例2号を置く場合に専任で配置する監理技術者補佐の氏名を記入すること。</p>	<p>施工体制台帳作成要領</p> <p>1 自社(元請)に関すること</p> <p>省略</p> <p>(18) 「監理技術者名・主任技術者名」欄及び「資格内容」欄 「監理技術者名・主任技術者名」欄には、元請の監理技術者、特例監理技術者 _____又は主任技術者の氏名を記入すること。また、「専任・非専任」のいずれかを○で囲むこと。</p> <p>省略</p> <p>(19) 「監理技術者補佐名」欄及び「資格内容」欄 「監理技術者補佐名」欄には、特例監理技術者を置く場合に専任で配置する監理技術者補佐の氏名を記入すること。</p>

附 則

この要領は、令和6年12月13日から施行する。